

特定（介護予防）福祉用具販売 重要事項説明書

社会福祉法人飛鳥福祉用具貸与販売事業所は、特定（介護予防）福祉用具販売にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、次のとおり重要事項を説明し、実際の福祉用具の取扱いについては、取扱説明書に基づき実使用で説明します。

1. 事業所の概要

所在地 事業所名・代表者 連絡先	徳島市北佐古一番町1番8号社会医療法人川島会3号館1階 社会福祉法人飛鳥福祉用具貸与販売事業所 理事長 西内 健 TEL 088-612-8868 FAX 088-612-8233
介護保険事業所番号	3670105406
管理者	水上 貴美
通常の事業の実施地域	徳島市、鳴門市、板野郡、阿波市、吉野川市、名西郡
営業日	月曜日～金曜日（年末年始12月30日～1月3日を除く）

同事業所の職員体制及び従業員の職務内容

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1人	-	1人
福祉用具専門相談員	2人	-	2人

- ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・福祉用具専門相談員は、利用者の心身の特性等を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な福祉用具の選定に当たるものとする。

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	社会福祉法人飛鳥が開設する社会福祉法人飛鳥福祉用具貸与販売事業所（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「特定福祉用具販売等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な特定福祉用具販売等を行うことを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定福祉用具販売等を行う。 2 特定福祉用具販売等の事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。 3 前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものでなければならない。 4 特定福祉用具販売等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. サービスの内容

- 1) 「特定（介護予防）福祉用具販売」は、要介護者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目（腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分）の用具を販売する介護保険制度上のサービスです。
- 2) 事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、適合、取付け、調整等を行います。

4. 故障・事故等緊急時の対応

- 1) 事業者は、利用者に対する特定（介護予防）福祉用具販売により事故が発生した場合には、利用者と確認を取り、市町村、利用者の家族、居宅介護（介護予防）支援事業者に対して、連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 2) 事業者は、事業所の責により賠償すべき損害が発生した場合は速やかに対応します。
- 3) 事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止に努めるものとします。

5. 各種相談・苦情・事故・緊急時等の窓口

商品・サービスについての相談や苦情・事故・緊急時等については次の窓口で対応します。

相談・苦情等対応窓口	電話番号	088-612-8868
	FAX 番号	088-612-8233
	担当者	水上 貴美
	対応時間	8:30～17:30（夜間：TEL 088-631-0022）

6. 苦情相談窓口

徳島県社会福祉協議会	〒770-0943	徳島市中昭和町1-2	TEL：088-654-4461
徳島県国民健康保険団体連合会	〒770-0135	徳島市川内町平石若松7-8-1	TEL：088-665-7205
徳島市 高齢介護課	〒770-8571	徳島市幸町2-5	TEL：088-621-5586
鳴門市 長寿介護課	〒772-8501	鳴門市撫養町南浜字東浜170	TEL：088-684-1175
吉野川市 長寿いきがい課	〒776-8611	吉野川市鴨島町鴨島115番地1	TEL：0883-22-2222
阿波市 介護保険課	〒771-1695	阿波市市場町切幡字古田201番地1	TEL：0883-36-6814
石井町 長寿社会課	〒779-3295	名西郡石井町高川原字高川原121-1	TEL：088-674-6111
神山町 健康福祉課	〒771-3311	名西郡神山町神領字本野間100	TEL：088-676-1114
松茂町 長寿社会課	〒771-0295	板野郡松茂町広島字東裏30番地	TEL：088-699-2190
北島町 健康保険課	〒771-0285	板野郡北島町中村字上地23-1	TEL：088-698-9805
藍住町 健康推進課	〒771-1292	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	TEL：088-637-3115
板野町 福祉保険課	〒779-0104	板野郡板野町吹田字町南22番地2	TEL：088-672-5986
上板町 健康推進課	〒771-1392	板野郡上板町七條字経塚42番地	TEL：088-694-6810

7. 特定（介護予防）福祉用具販売の提供方法及び販売費用の額

1) 福祉用具販売の提供方法

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事業者にお知らせください。
- ② 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- ③ 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、当事業者が行いますが、サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

2) 販売費用の額

特定（介護予防）福祉用具販売を提供した場合の販売料金の額は、販売カタログ又はチラシに記載のとおりとします。

8. その他運営に関する重要事項

1) 事業所は、福祉用具専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回

2) 秘密の保持

- ① 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ② 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- ③ 事業者は、利用者に対する（介護予防）特定福祉用具販売の実施について記録を作成し、5年間は保管するとともに、契約者もしくは代理店の申出に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとしてします。

令和 年 月 日

(説明者) 社会福祉法人飛鳥福祉用具貸与販売事業所
福祉用具専門相談員

令和 年 月 日

私は、重要事項説明書に基づき、上記説明者から特定（介護予防）福祉用具販売について重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名

(代筆者)

住 所

氏 名

ご関係 配偶者 子ども ()
